2　前項に規定するもののほか、定期事業者検査は、一定の期間を設定し、当該発電用原子炉施設がその期間が満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。

3　前項の一定の期間は、次に掲げる事項を考慮して設定しなければならない。

一　発電用原子炉施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向

二　発電用原子炉施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果

三　発電用原子炉施設に類似する機械又は器具の使用実績（当該発電用原子炉施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。）

4　第二項の一定の期間は、十三月以上としなければならない。

5　第二項の一定の期間は、定期事業者検査を開始する日の三月前までに設定しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、同項の一定の期間を短縮する場合については、この限りでない。

6　定期事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

（定期事業者検査の記録）

第五十三条　［略］

［一～八　略］

九　検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

［十・十一　略］

2　定期事業者検査の結果の記録は、その発電用原子炉施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

（廃止措置中において定期事業者検査を要する場合）

第五十四条　法第四十三条の三の十六第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に第百十条の二第十一号の性能維持施設が存在する場合とする。

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

（定期事業者検査の記録）

第五十三条　［同上］

［一～八　同上］

九　検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

［十・十一　同上］

2　定期事業者検査の結果の記録は、その特定発電用原子炉施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

（定期安全管理審査の申請）

第五十四条　法第四十三条の三の十六第四項の審査（以下「定期安全管理審査」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を審査を受けようとする期日の一月前までに原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　定期事業者検査を行う発電用原子炉施設の施設番号

三　審査を受けようとする定期事業者検査の範囲

四　定期事業者検査の主な実施場所

五　審査を受けようとする期日

2　前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

一　定期事業者検査の計画

二　定期事業者検査に関する規程

三　定期事業者検査の要領書

3　第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

4　第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。